

毎週火、金曜日発行（但休日当ると
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可
（日）

鳥取県公報

目次

- ◇規則 社会保険出張所長事務委任に関する規則
福祉事務所長事務委任等に関する規則の
部改正
- ◇訓令 鳥取県福祉事務所処務規程の一部改正
- ◇告示 結核予防法の規定による指定医療機関の辞
退
結核予防法の規定による医療機関の指定
禁猟区の設定
種番証明書の書換
- ◇地労委告示 鳥取県地方労働委員会あつせん員候補
者の氏名等
- ◇公告 鳥取県身体障害者更生指導所入所生の募集
要領
- ◇雑報 市町村職員共済組合の補欠選挙
市町村職員共済組合の役員の変動

規則

社会保険出張所長事務委任に関する規則をここに公布
する。

昭和三十六年二月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第四号

社会保険出張所長事務委任に関する規則

（事務の委任）

第一条 地方自治法施行規程（昭和二十二年政令第十九
号）第七十二条の規定に基づき、知事の権限に属する
事務の一部を社会保険出張所長に委任する事項につい
ては、別に定めがあるもののほか、この規則の定める
ところによる。

（委任する事項）

第二条 次に掲げる事務で社会保険出張所の所管区域に
係るものは、社会保険出張所長に委任する。

一 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第九条第
一項の規定による文書その他の物件の提出命令等に
関すること。

- 二 健康保険法第九条ノ二の規定による報告の徴収等に関すること。
- 三 健康保険法第十四条第一項及び第十九条第一項の規定による認可に関すること。
- 四 政府の管掌する健康保険に関する次に掲げる事務
 - (イ) 被保険者の資格の取得及び喪失その他被保険者の資格に関すること。
 - (ロ) 標準報酬の決定及び改定その他標準報酬に関すること。
 - (ハ) 被保険者証の作成及び交付その他被保険者証に関すること。
 - (ニ) 保険給付の決定、給付額の算定その他保険給付に関すること。
- 五 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)第六条第二項、第八条第一項、第十条第一項及び第十一条の規定による認可に関すること。
- 六 厚生年金保険法第三十三条の規定による保険給付

- 七 厚生年金保険法第五十二条の規定による廢疾の程度の診査及び障害年金の額の改定に関すること。
- 八 厚生年金保険法第九十六条の規定による保険給付を受ける権利のある者に対する書類等の提出命令に関すること。
- 九 厚生年金保険法第九十七条の規定による受給権者及び加給年金額の計算の基礎となつている者の診断に関すること。
- 十 厚生年金保険法第百条第一項の規定による文書その他物件の提出命令等に関すること。
- 十一 厚生年金保険に関する次に掲げる事務
 - (イ) 厚生年金保険法第十五条第一項及び第二項並びに第十六条の規定による第四種被保険者の資格取得及び資格喪失の申出の受理に関すること。
 - (ロ) 厚生年金保険法第二十一条、第二十二條及び第二十四条第一項の規定による標準報酬の決定及び報酬月額額の算定に関すること。

- (イ) 厚生年金保険法第二十七条の規定による届出の受理に関すること。
- (ロ) 厚生年金保険法第二十九条第一項、第三項、第四項及び第五項の規定による通知等に関すること。
- (ハ) 厚生年金保険法第三十条の規定による通知に関すること。
- (ニ) 厚生年金保険法第三十一条の規定による確認の請求の却下に関すること。
- (ホ) 厚生年金保険法第九十八条に規定する届出の受理等に関すること。
- 十二 日雇労働者健康保険法(昭和二十八年法律第二百七号)第七条の規定による適用除外の承認に関すること。
- 十三 日雇労働者健康保険法第四十七条第一項の規定による報告の徴収等に関すること。
- 十四 日雇労働者健康保険に関する次に掲げる事務に
 だし、日雇労働者健康保険法施行令(昭和二十八年政令第三百三十一号)第四条の規定により市町村長

- が行なうべき事務を除く。
- (イ) 日雇労働者健康保険法第八条第二項の規定による日雇労働者健康保険被保険者手帳の交付に関すること。
- (ロ) 日雇労働者健康保険法第十条第四項の規定による確認に関すること。
- (ハ) 保険給付の決定、給付額の算定その他保険給付に関すること。
- (ニ) 日雇労働者健康保険法第三十二条の規定による報告の受理に関すること。
- (ホ) 日雇労働者健康保険法第四十四条に規定する届出の受理に関すること。
- (イ) 日雇労働者健康保険法第四十五条に規定する届出の受理に関すること。
- (ロ) 日雇労働者健康保険法第四十六条の規定による被保険者等の診断等に関すること。
- 十五 国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)第十条に規定する国民年金被保険者任意脱退の承認

に關すること。

十六 国民年金法第十三条の規定による国民年金手帳の作成及び交付に關すること。

十七 国民年金法第九十条に規定する国民年金保険料免除の決定に關すること。

十八 国民年金法第九十二条の規定による国民年金印紙の検認に關すること。

十九 国民年金法第九十三条に規定する国民年金保険料前納の承認に關すること。

二十 国民年金法第九十四条に規定する国民年金保険料前納の承認に關すること。

二十一 国民年金法附則第六条に規定する国民年金被保険者資格取得の承認に關すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条第十七号から第二十号までの規定は、昭和三十六年四月一日から施行する。

福祉事務所長事務委任等に關する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十六年二月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第五号

福祉事務所長事務委任等に關する規則の一部を改正する規則

福祉事務所長事務委任等に關する規則（昭和三十年四月鳥取県規則第二十号）の一部を次のように改正する。

第二条第四十四号を第五十号とし、第二十七号から第四十三号までを六号ずつ繰り下げ、第二十六号の次に次の六号を加える。

二十七 社会福祉法人の設置する身体障害者収容授産施設への身体障害者の収容の委託に關すること（同一八二）

二十八 精神薄弱者又はその保護者の指導に關すること（精薄法一六一）

二十九 精神薄弱者の精神薄弱者授産施設への入所又

は紹介に關すること（同一六一）

三十 職親への精神薄弱者の授産の委託に關すること（同一六一）

附 則

三十一 社会福祉法人の設置する精神薄弱者授産施設への精神薄弱者の授産の委託に關すること（同一六一）

2)

三十二 精神薄弱者授産施設に入所中の精神薄弱者又はその扶養義務者からの費用の徴収に關すること（同一七一、二）

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十五年十月一日から適用する。

訓 令

鳥取県訓令第一号

福祉事務所

鳥取県福祉事務所処務規程（昭和三十年四月鳥取県訓令第九号）の一部を次のように改正する。

昭和三十六年二月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

第二条中「身体障害者福祉司」を「身体障害者福祉司」に改める。

第五条福祉係の分掌事項中第一号を次のように改める。

一 生活保護、児童福祉、身体障害者福祉及び精神薄弱者福祉に關すること。

附 則

この訓令は、公布の日から施行し、昭和三十五年十月一日から適用する。

告 示

鳥取県告示第八十号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定により、次のとおり指定医療機関の辞退があつたので、同法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和三十六年二月七日
鳥取県知事 石 破 二 朗
辞退年月日 名 称 所在地
昭和三十五年 山本医院 八頭郡河原町
十二月十日 河原出張診療所 字袋河原

鳥取県告示第八十一号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、医療機関を次のとおり指定したので、同法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和三十六年二月七日
鳥取県知事 石 破 二 朗
指定年月日 名 称 所在地 管轄保健所
昭和三十六年 鳥取県済生会 境港市米川町 米子
二月一日 境港病院 四七番地 保健所

鳥取県告示第八十二号

狩猟法（大正七年法律第三十二号）第九条の規定によ

り、有益鳥獣保護のため、次のように禁猟区を設定する。
昭和三十六年二月七日
鳥取県知事 石 破 二 朗

一 名称 鶺鴒池禁猟区

二 区域

日野郡日野町下黒坂二級国道広島、米子線の藪津橋北詰山麓を基点とし、山麓を通る町道藪津橋、下榎線にそつて北東に進み、黒坂発電所前を経て、日野町下榎巖島神社前に至り、同所より、町道根雨、下榎線にそつて、日野町安原の林道大谷線起点に至り、同所より、林道大谷線にそつて北西に進み、日野郡溝口町、日野町の境界点にて、山道（旧二部村道）芦谷線に接続し、同所より、山道芦谷線にそつて、北西に進み、溝口町大字福岡にて、県道黒坂、溝口線に至り、同所より、県道黒坂、溝口線にそつて南進し、溝口町、日野町の境界点矢倉峠を経て、日野町下黒坂井手ノ谷の大きくて、山道井手ノ谷線との交叉点に至り、同所より、山道井手ノ谷線にそつて南東に進み、農道下黒坂

線終点との接続点に至り、同所より、下黒坂部落東側山麓に至り、同所より、山林と耕地の境界線にそつて南東に進み、基点に至る線で囲まれた区域内の山林及び鶺鴒池。
三 面積 七三八ヘクタール
（内鶺鴒池 二六ヘクタール）
四 存続期間

種畜証明書番号 名号 種類

昭三五鳥取一第二十九号 花王 黒毛和種 鳥取県東伯郡東郷町
" " 第四十五号 入松 " " 東伯町
" " " " " " 松田政知 " 倉吉市岡 朝倉富雄

地方労働委員会告示

鳥取県地方労働委員会告示第一号

労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第四条並びに中央労働委員会規則（昭和二十四年中央労働委員会規則第一号）第六十八条の規定に基づき、

飼養者住所氏名
旧 新

鳥取県告示第八十三号

次の種畜につき種畜証明書の書換えがあつた。
昭和三十六年二月七日
鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和三十六年三月十六日から
昭和四十一年三月十五日まで

鳥取県地方労働委員会あつせん員候補者を昭和三十五年十二月二十六日に委嘱したので、その氏名及び履歴等につき、次のとおり告示する。
昭和三十六年二月七日
鳥取県地方労働委員会会長 花 房 多喜雄

清水 臨藏	明三〇、一二	阪鳥製氷(株)社長	地労委第四〇七、一四期使用者委員、現使用者委員	鳥取市堀川二ノ一	三三、七四六九
鈴木 敬直	大八、一八	経営者協会事務局長	地労委第九一、一四期使用者委員、現使用者委員	立川町二丁目三四	五、一一五
清水 英雄	明二八、二七	大同木材(株)専務取締役	地労委第六一八期使用者委員	東品治町二〇一	三三、三〇五
松浦 武儀	〃三三、一六	鳥取家具工業(株)取締役社長	地労委第九一〇期使用者委員	二階町三丁目四一	四四、八六一
北岡 義尊	大五、二八	北岡病院院長	地労委第一四期公益委員、現公益委員	倉吉市仲之町七六二	倉吉局 九八七六
伊佐田 晝藏	明二六、四	無職	地労委第一一三期公益委員	湊町二八八ノ一	呼 四一七
橋本 正	大四、一〇、一三	伯耆振興工業(株)労組執行委員長	地労委第九一四期労働者委員、現労働者委員	福山九二	一、三五〇
谷口 晋一郎	昭四、二、四	電産倉吉営業所分會書記長	地労委第九一四期労働者委員、現労働者委員	上井町	一、一八〇
小谷 茂	大三、四、二四	鳥取コルク工業(株)取締役社長	地労委第一三、一四期使用者委員、現使用者委員	余戸谷三、〇三〇	一〇五

北尾 才智	大三五、三一	私鉄日ノ丸自動車支部書記長	地労委第一三、一四期使用者委員、現使用者委員	西伯郡西伯町原	五、二九〇
徳沢 義夫	大一一、一二	県労協事務局長	地労委第一三、一四期使用者委員、現使用者委員	緑町一区	三、九五六
米村 明	大二四、二二	全日通労組鳥取県支部委員長	地労委第一三、一四期使用者委員、現使用者委員	鳥取市藪片原五八	四、一六一
川上 健治	昭四、七、一	中国電力労組鳥取地協事務局長	地労委現労働者委員	八頭郡家町上峰寺五	三三、七八三
下田 三子夫	明四二、二五	弁護士	前あつせん員候補者	西町三二二	二、六八七
岡崎 隆俊	大三、八、二	鳥取保護観察局総務課長	前あつせん員候補者	掛出町一	三、五一八
木 礼	明四〇、八	鳥取大学教授	地労委第六一八、一四期公益委員、現公益委員	東町一丁目一〇九	三、一六一
花房 多喜雄	明三二、二八	弁護士	地労委第八一四期会長、現会長	鳥取市西町三〇六	鳥取局 三、九八二

あつせん員候補者名簿

(昭和三五、一二、二六委嘱)

氏名 生年月日 職業 経歴 住所 電話連絡

米田光好	明四四、一〇	伯耆振興工業(株) 庶務課長	前あつせん員候補者	〃	鴨河町七一	一〃三五〇
福島 哲	〃三四、一九	薬剤士	地労委第一四期公益委員、 現公益委員候補者	〃	境港市中町一六	三〃境港局二九〇
上原隼三	〃三五、一九	弁護士	地労委第一四期公益委員、 前あつせん員候補者	〃	米子市西町一六	四〃米子局七七四
小泉順三	〃三六、一六	私立米子高等学校校長	地労委第一二一二期公益委員候補者	〃	東町五四	三〃二八三
大坪藏六	大二三、二六	医師	地労委第一一二期公益委員候補者	〃	富益町六九九	七〃大篠津局二五五
有田俊雄	昭七、二二	日本パルプ労組 米子支部長	地労委現労働者委員	〃	愛宕町一五ノ二	三〃米子局一一一
桑村治	大六、三	国鉄労組米子地方本部 執行委員長	地労委現労働者委員	〃	西伯郡西伯町字中五九八	二〃九三七
阿部 昇	〃一一、一七	日通具支部副執行委員長	前あつせん員候補者	〃	境港市高松町	五〃一一一
日名安夫	明四四、一八	日本レレヨン労組 教宣部長	前あつせん員候補者	〃	米子市錦町三、一八九	三〃二九七

松田正雄	明三八、一〇	米子瓦斯(株) 専務取締役	地労委現使用者委員	〃	紺屋町二七	三〃一八七
遠藤喜男	明三六、一一	境港海陸運送(株) 専務取締役	地労委現使用者委員	〃	境港市大正町四三	二〃境港局一一一
加藤 章	明三五、二七	合名会社加藤商店 代表社員	地労委第二一七期使用者委員 前あつせん員候補者	〃	米子市明治町八	二〃米子局二四五
安部三代治	明三三、一〇	山陰石油(株) 常務取締役	地労委第七一二期使用者委員 前あつせん員候補者	〃	久米町三二	三〃三三七 三〃七三五
権田喜一郎	明四四、九	地労委事務局長	前あつせん員候補者	〃	鳥取市東町三 県公舎	二〃鳥取局四四〇
小林寿雄	明四一、三〇	地労委総務課長	前あつせん員候補者	〃	卯垣二一九ノ二	二〃四四二
西尾邦太郎	明四〇、二二	地労委調整課長	前あつせん員候補者	〃	西町一三三	二〃四四二

公 告

鳥取県身体障害者更生指導所入所生を次の要領により募集する。

昭和三十六年二月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 当所の目的

し体不自由者を収容し、医学的、心理学的管理のもとに機能回復訓練、生活訓練及び職業訓練を施して、社会経済生活の参与並びに、自立更生に対する基礎的陶やを行なう。

二 訓練内容

- 1 機能回復訓練
理学療法、運動療法、作業療法
- 2 生活訓練

一般教養（教養、国語、数学、社会、英語、音楽、保健衛生）

3 職業訓練

一定期間の職能訓練を経て、本人の志向及び社会的診断、職能検査等の総合判定の結果により、次に掲げる科目のうち最も適当なものについて職業技術の基礎的陶やを行なう。

A 所内で行なうもの

- (1) ラジオ科（ラジオ、テレビ組立修理）
- (2) 孔版科（謄写印刷、邦文タイプ）

- (3) 洋裁科（婦人服、子供服、手芸）
- B 民間業者に委託して行なうもの

- (4) 自転車組立修理
- (5) 製くつ
- (6) 竹工芸
- (7) 印章彫刻等のうち適当なもの

三 訓練期間

一年とする。ただし、所長が必要と認めたときは、期間を延長することができる。

四 募集人員 三十人

- ラジオ科 六、孔版科 五、洋裁科 六、編物科 五、木工科 五、業者委託 三

五 応募資格

- 1 身体障害者手帳の交付を受けたし体不自由者であつて、次の各項目に該当し自ら進んで訓練を受け自立をはかろうとする意欲のおう盛な者
- 2 義務教育を修了した者、又はこれと同等以上の学力があると認めたる者
- 3 現に内部疾患又は伝染性疾患を有していない者

六 出願手続

別記様式による入所願書に健康診断書（内部疾患その他伝染性疾患を現に有していないことを証明するものであること）を添え二月二十五日までに、市に居住するものは市の福祉事務所へ、町村に居住するものは町村役場を経て管轄の福祉事務所へ提出のこと。

福祉事務所長は、入所願書を受理したときは、鳥取

県身体障害者更生指導所規程（昭和二十八年九月鳥取県規則第五十六号）様式第二号による「身上調書」及び食費負担能力に関する「意見書」を添え、三月五日までに当所へ送付のこと。

七 入所選考

第一次選考 書類審査

第二次選考 (1) 身体検査 (2) 心理、職能判定

(3) 知能及び学力テスト (4) 面接審査

選考期日および場所

三月十六日ごろ、鳥取、倉吉、米子の三ヶ所で実施するが詳細は第一次選考合格者に三月十日ごろ通知す

る。

なお、選考合格者に対する入所許可通知は三月末日、入所期日は四月十日とする予定である。

八 経費その他

- 1 授業料及び実習材料費は徴収しない。
- 2 実習に要する機械器具は貸与する。
- 3 入所生は寄宿舎に入舎するものとする。ただし、舎費は徴収しない。
- 4 身の回り品、日用品、寝具は自己負担とする。ただし、特に困難な事情のある者には寝具を貸与する。
- 5 寄宿舎における食費は実費月額約二千元を徴収する。ただし、生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）の適用を受けている者、又はこれに準ずる生活困難な者は免除する。

附 記

1 当所には身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十二条による更生相談所及び補装具製作修理施設としての義し工場が附設されている

ので、入所中これらの利用について便宜がある。
 2 本年度においては障害者の実態等考慮の上機能回復訓練の施設を充実する予定であり施設本来の業務が遂行できる見込であります。
 なお、当所々定の訓練を終了した後、民間事業場へ就職不可能な者については随時隣接社会福祉法人鳥取県授産事業会更生館（授産場）へ入場ができる。
 別記様式
 貴所に入所したので次の事項を記載してお願いいたします

履歴	一 身体障害者 手帳	県第 号（昭和 年月 日交付）
	二 身体障害の 状況	障害名 現状 （ 級）
履歴	三 入所を希望 する理由	
	四 希望する職 業訓練科目	
履歴	五 退所後 の計画	自営 場所 就職 " " " " " "
	六 その他	
歴学		
歴職		

賞 罰

昭和 年 月 日

本籍地

居住地

ふりがな
氏名

昭和 年 月 日生

印

鳥取県身体障害者更生指導所長

桃実 殿

雑 報

市町村長以外の組合員が選挙する議員の第二選挙区（倉吉市）において欠員を生じたのでその補欠選挙を次のとおり実施する。

昭和三十六年二月七日

鳥取県市町村職員共済組合理事長 高田 勇

一 選挙の日時 二月十七日 自十時至十一時

二 選挙の場所 倉吉市役所

市町村長以外の組合会議員から選出されている役員に異動があつたので法第六条第八項の規定により公告する。

昭和三十六年二月七日

鳥取県市町村職員共済組合理事長 高田 勇

職名 氏 名 所属市 就退職 就退職
町村名の 別 年月日

理事 田民 義明 倉吉市 退職 昭和三十六年
一月三十一日